

事案決裁規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という。）定款第50条の規定に基づき、本協会の事案の決裁に関して必要な事項を定め、事務局における事務の効率的な運営を図ることを目的とする。

(原則)

第2条 本協会における事案の決裁者は会長とし、会長はこの規則の定めるところにより、専務理事、事務総長、事務局長及び部長又は室長に決裁権を委任することができる。

(会長の決裁事案)

第3条 会長は、次のものを決裁する。

- (1) 理事会及び評議員会が決定した事項の執行で、特に重要なものに関する事案
- (2) 本協会の運営に係る重要方針に関する事案
- (3) 予算の編成及び決算に関する事案
- (4) 理事会及び評議員会の運営に関する事案
- (5) 定款に関する事案
- (6) 特に重要な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関する事案
- (7) 特に重要な公表、申請、照会、回答、諮問及び通知に関する事案
- (8) 職員の任免（昇任、昇格を含む。）、分限、懲戒及び表彰に関する事案
- (9) 副会長、専務理事、常務理事、理事及び事務総長の国内出張に関する事案
- (10) 副会長、専務理事、常務理事、理事、事務総長、事務局長、事務局次長及び部長又は室長の海外出張に関する事案
- (11) 1,000万円以上の収入及び支出に関する事案
- (12) 予算の流用に関する事案
- (13) 職員の給与に関する事案
- (14) その他特に重要な事項に関する事案

(専務理事の決裁事案)

第4条 専務理事は次のものを決裁できる。

- (1) 理事会及び評議員会が決定した事項の執行に関する事案
- (2) 規則等に関する事案
- (3) 重要な事項に係る報告、答申、進達及び副申に関する事案
- (4) 重要な申請、照会、諮問及び通知に関する事案
- (5) 500万円以上1,000万円未満の収入及び支出に関する事案
- (6) その他重要な事項に関する事案

(事務総長の決裁事案)

第5条 事務総長は、次のものを決裁できる。

- (1) 定例的な照会、回答及び通知並びに軽易な会議に関する事案
- (2) 一般的な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関する事案
- (3) 一般的な申請、照会、回答及び通知に関する事案
- (4) 事務局長、事務局次長及び部長又は室長の国内出張に関する事案
- (5) 部長代理、参事、副参事、係長、主任及び部員の海外出張に関する事案
- (6) 事務局長の勤怠に関する事案
- (7) 250万円以上500万円未満の収入及び支出に関する事案
- (8) その他比較的重要な事項に関する事案

(事務局長の決裁事案)

第6条 事務局長は、次のものを決裁できる。

- (1) 定例的な照会、回答及び通知並びに軽易な会議に関する事案
- (2) 一般的な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関する事案
- (3) 一般的な申請、照会、回答及び通知に関する事案
- (4) 部長又は室長の勤怠に関する事案

- (5) 50万円以上250万円未満の収入及び支出に関する事案
- (6) その他比較的重要な事項に関する事案

(部長又は室長の決裁事案)

第7条 部長又は室長は、次のものを決裁できる。

- (1) 部長代理、参事、副参事、係長、主任及び部員の勤怠に関する事案
- (2) 部長代理、参事、副参事、係長、主任及び部員の国内出張に関する事案
- (3) 50万円未満の収入及び支出に関する事案
- (4) その他定例的な事項に関する事案

(役員の承認)

第8条 第3条及び第4条に定める事案は、それぞれ決裁を受ける前に必要な役員の承認を得るものとする。

(代決)

第9条 次の各号の上に掲げる者が、出張又は休暇若しくはその他の事由により不在である場合は、当該各号の下に掲げる者がその事案を代決することができる。

- (1) 会長 専務理事
- (2) 専務理事 事務総長
- (3) 事務総長 事務局長
- (4) 事務局長 事務局次長
- (5) 部長又は室長 担当部長・部長代理

2 前項により代決できる事案は、至急に処理しなければならない事案に限るものとする。ただし、その事案が特に重要であり、また、異例に属するものについては、代決することができない。

3 重要な事案に関し代決した場合、代決者又は起案者は、事後速やかに決裁できる者の承認を得なければならない。

(未決執行特認)

第10条 特に緊急な処理を必要とする事案で、決裁を受けることができないやむを得ない事情があるときは、専務理事が未決のまま執行を特認することができる。この場合、未決執行特認者は、稟議書にその旨記入するとともに、前条に従い、速やかに決裁を受けなければならない。

2 第2条、第3条及び第4条の各号の規定にかかわらず、定款及び本規則以外の諸規則の定めにも拘束される場合は、これに従う。

(改廃)

第11条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第12条 この規則の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

第13条 この規則は、2017年4月13日から施行する。